

西播磨東部（揖保川流域圏）地域総合治水推進計画 新旧対照表

旧	新（令和3年3月）
<p data-bbox="300 528 869 571">西播磨東部<sup>いぼがわ</sup>（揖保川流域圏）地域総合治水推進計画</p> <p data-bbox="465 1042 696 1118">平成27年3月 （平成30年3月一部改定）</p> <p data-bbox="488 1193 663 1225">兵 庫 県</p>	<p data-bbox="1364 528 1933 571">西播磨東部<sup>いぼがわ</sup>（揖保川流域圏）地域総合治水推進計画</p> <p data-bbox="1444 1042 1845 1137">平成27年3月 （平成30年3月一部改定） （令和3年3月河川対策アクションプランを追記）</p> <p data-bbox="1552 1198 1727 1230">兵 庫 県</p>

## 旧

### はじめに

#### 【改定の趣旨】

兵庫県は、総合治水条例（平成 24 年 4 月 1 日施行）に基づき、局地的豪雨等による浸水被害の軽減を図るため、「河川下水道対策」に加えて、河川や水路への流出を抑制する「流域対策」、河川等から溢れた場合でも被害を軽減する「減災対策」を組み合わせた「総合治水」に、県民総意で取り組むことにしています。

西播磨東部(揖保川流域圏)においても、地域住民、学識者、国、関係市町等で構成される「西播磨東部(揖保川流域圏)地域総合治水推進協議会（以下、「推進協議会」という。）」で本推進計画（平成 27 年 3 月策定）を策定し、総合治水の取組みを計画的かつ着実に推進しているところです。

今回、条例施行から 5 年目を迎えたことから、各取組みの進捗状況、効果検証、地域のニーズを踏まえるとともに、国土交通省から示された「水防災意識社会 再構築ビジョン」や水防法の改正等の社会情勢の変化を踏まえるため、本推進計画の一部を改定しました。

## 新（令和 3 年 3 月）

### はじめに

#### 【改定の趣旨】

兵庫県は、総合治水条例（平成 24 年 4 月 1 日施行）に基づき、局地的豪雨等による浸水被害の軽減を図るため、「河川下水道対策」に加えて、河川や水路への流出を抑制する「流域対策」、河川等から溢れた場合でも被害を軽減する「減災対策」を組み合わせた「総合治水」に、県民総意で取り組むことにしています。

西播磨東部(揖保川流域圏)においても、地域住民、学識者、国、関係市町等で構成される「西播磨東部(揖保川流域圏)地域総合治水推進協議会（以下、「推進協議会」という。）」で本推進計画（平成 27 年 3 月策定）を策定し、総合治水の取組みを計画的かつ着実に推進しているところです。

今回、**中期的（概ね 10 年後）な事業計画の明確化を図るため、河川対策アクションプログラムを策定（令和 3 年 3 月）**したことから、本推進計画の一部を改定しました。

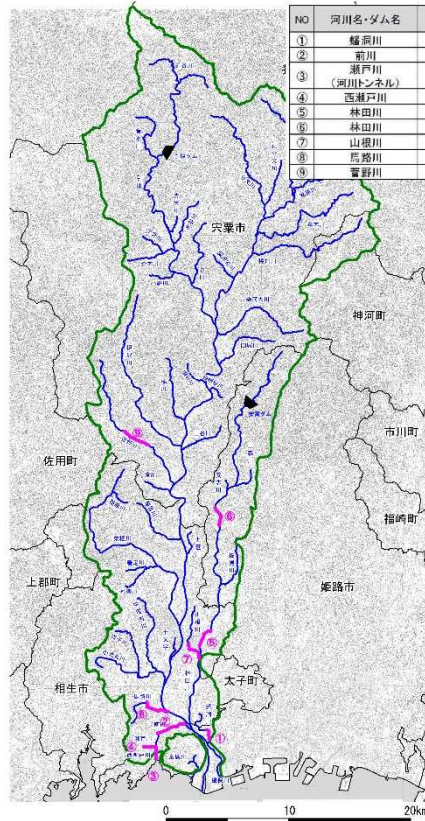
旧

b) 揖保川流域（県管理区間）

県は、揖保川水系揖保川圏域河川整備計画（H29.3）に基づき、事業を継続的に進めている。

表 1-6 主な改修事業

NO	河川名・ダム名	事業名	実施期間 (年度)	整備延長 (m)
①	蟠河川	都市基盤整備事業	H1～H12	1,160
②	前川	河川局能改良事業	H4～H13	3,000
③	瀬戸川 (河川トンネル)	小規模河川改修事業	S58～H2	1,224
④	西瀬戸川	河川災害関連事業	S48～S48	1,000
⑤	林田川	河川局能改良事業	S34～H13	1,800
⑥	林田川	河川局能改良事業	S48～	1,470
⑦	山根川	小規模河川改修事業	S55～	2,000
⑧	馬路川	小規模河川改修事業	S45～S56	1,756
⑨	寶野川	河川局能改良事業	H8～H14	2,230



出典：揖保川水系揖保川圏域河川整備計画（H29.3）

図 1-14 主な改修事業位置図

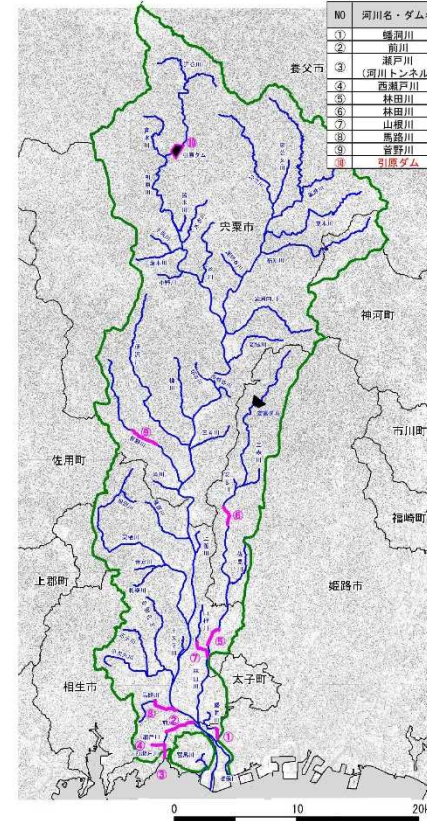
新（令和3年3月）

b) 揖保川流域（県管理区間）

県は、揖保川水系揖保川圏域河川整備計画（変更）（R2.1）に基づき、事業を継続的に進めている。

表 1-6 主な改修事業

NO	河川名・ダム名	事業名	実施期間 (年度)	整備延長 (m)
①	蟠河川	都市基盤整備事業	H1～H12	1,160
②	前川	河川局能改良事業	H4～H13	3,000
③	瀬戸川 (河川トンネル)	小規模河川改修事業	S58～H2	1,224
④	西瀬戸川	河川災害関連事業	S46～S48	1,000
⑤	林田川	河川局能改良事業	S34～H13	1,800
⑥	林田川	河川局能改良事業	S48～	1,470
⑦	山根川	小規模河川改修事業	S55～	2,000
⑧	馬路川	小規模河川改修事業	S45～S56	1,756
⑨	寶野川	河川局能改良事業	H8～H14	2,230
⑩	引原ダム	ダム再生事業	R2～	—



出典：揖保川水系揖保川圏域河川整備計画（H29.3）

図 1-14 主な改修事業位置図

3. 総合治水の推進に関する基本的な方針

3-1 全般

国、県、市町、県民は連携して、河川下水道対策、流域対策、減災対策を推進する。また、水防災意識社会再構築ビジョンや水防法の改正等の社会情勢の変化を踏まえた新たな取組みについても推進する。

- 県の責務：総合治水に関する総合的・計画的な施策の策定・実施
- 市町の責務：地域の特性を活かした施策の策定・実施
- 県民の責務：雨水の流出抑制と浸水発生への備え

行政が実施する総合治水に関する施策への協力

※国は、県、市町と連携して総合治水を推進

3-2 河川下水道対策

(1) 河川対策

国は、「揖保川水系河川整備計画(H25.7)」に基づき、中上流域に集中している堤防未整備区間について河川改修を行う。また、堤防の浸透や侵食に対して安全性が低い区間は、背後地の人口、資産等を踏まえて、安全性を確保する対策を順次実施する。さらに、越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすことができる対策を実施する。

県は、「揖保川水系揖保川圏域河川整備計画(H29.3)」に基づき、昭和51年9月と同規模の洪水に対して流下能力が不足する区間のうち、河川周辺に人家連担部がある等の洪水時に家屋被害、人的被害が発生する危険性が高い区間について、河川改修を行う。また、中上流部の治水安全度の低い箇所において、過去の浸水被害や上下流の治水バランスに配慮して、局所的な改修や適切な維持管理を行う。さらに、富島川水系の水門下流部の堤防護岸整備、河床掘削等を行う。

市町は、準用河川、普通河川の改修や適切な維持管理を行う。

(2) 下水道対策

市町は、各下水道計画に基づき、計画的な整備や適切な維持管理を行う。

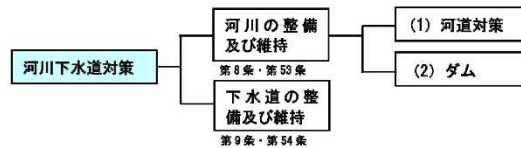


図 3-1 河川下水道対策の体系

3. 総合治水の推進に関する基本的な方針

3-1 全般

国、県、市町、県民は連携して、河川下水道対策、流域対策、減災対策を推進する。また、水防災意識社会再構築ビジョンや水防法の改正等の社会情勢の変化を踏まえた新たな取組みについても推進する。特に、県が重点的に推進する事前防災対策については、「河川対策アクションプログラム」に基づき実施する。このほか、総合治水に資する山地防災・土砂災害対策や、高潮、津波対策、インフラメンテナンス等については各分野別計画等に基づき実施する。

- 県の責務：総合治水に関する総合的・計画的な施策の策定・実施
- 市町の責務：地域の特性を活かした施策の策定・実施
- 県民の責務：雨水の流出抑制と浸水発生への備え

行政が実施する総合治水に関する施策への協力

※国は、県、市町と連携して総合治水を推進

3-2 河川下水道対策

(1) 河川対策

国は、「揖保川水系河川整備計画(H25.7)」に基づき、中上流域に集中している堤防未整備区間について河川改修を行う。また、堤防の浸透や侵食に対して安全性が低い区間は、背後地の人口、資産等を踏まえて、安全性を確保する対策を順次実施する。さらに、越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすことができる対策を実施する。

県は、「揖保川水系揖保川圏域河川整備計画(H29.3)」に基づき、昭和51年9月と同規模の洪水に対して流下能力が不足する区間のうち、河川周辺に人家連担部がある等の洪水時に家屋被害、人的被害が発生する危険性が高い区間について、河川改修を行う。また、中上流部の治水安全度の低い箇所において、過去の浸水被害や上下流の治水バランスに配慮して、局所的な改修や適切な維持管理を行う。さらに、富島川水系の水門下流部の堤防護岸整備、河床掘削等を行う。

市町は、準用河川、普通河川の改修や適切な維持管理を行う。

(2) 下水道対策

市町は、各下水道計画に基づき、計画的な整備や適切な維持管理を行う。

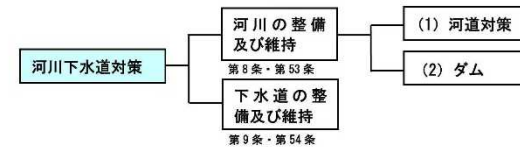


図 3-1 河川下水道対策の体系



(2) 揖保川水系(県管理区間)

県は、戦後最大の被害が発生した昭和51年9月と同規模の洪水を安全に流下させることを目標とする。また、菅野川は、昭和51年9月と同規模の洪水に対し、浸水被害を軽減することを目標とする。整備対象区間は、目標流量に対して流下能力が不足する区間のうち、河川周辺に人家連担部があるなど、洪水時に家屋被害、人的被害が発生する危険性があると判断される一連の区間について、計画的に整備を進める。

なお、水衝部などに局所的な河床洗掘が発生した場合、洪水時の護岸崩壊や堤防決壊により、甚大な被害が発生する危険性がある場合は、根固工などの対策を行う。

また、河川整備にあたっては、揖保川(国管理区間)との本支川バランスや上下流の改修状況に配慮する。

なお、本推進計画には、揖保川水系揖保川圏域河川整備計画(H29.3)(計画期間30年)に記載されている対策を全て記載している。本推進計画期間内に実施できる整備については、着実に進めていく。

表 4-2 今後の河川対策

水系名	河川名	施工区間	延長(km)	施工の内容
揖保川水系 (県管理区間)  ※河川整備計画の計画期間は、H29から約30年間	前川	前川樋門上流～大橋：A	1.7	河床掘削、護岸整備、橋梁架替、サイフォン設置等
		大橋上流：B	0.1	河道拡幅、築堤、護岸整備等
		瀬戸川合流点下流～瀬戸川合流点上流：C	0.1	河道拡幅、築堤、河床掘削、護岸整備、橋梁架替等
	林田川	入野沢田橋～入野橋：A	0.7	築堤等
		神岡橋上流：B	0.4	築堤等
		鳥井橋上流：C	0.4	築堤、河床掘削、護岸整備、井堰改築等
		新町橋上流：D	0.2	河床掘削、護岸整備等
		八幡橋上流～不動橋下流：E	1.5	河床掘削、護岸整備、井堰改築等
	山根川	林田川合流点～市道橋上流：A	1.8	築堤、河床掘削、護岸整備、橋梁架替、井堰改築、サイフォン設置等
	菅野川	古木谷橋下流～市場橋：A	1.0	河道拡幅、築堤、河床掘削、護岸整備、井堰改築等
		三田橋～門口橋上流：B	0.7	築堤、河床掘削、護岸整備等

※橋梁、井堰等の横断工作物は、関係者と協議・連携して改築  
※「施工区間」のアルファベットは、図4-25等の目標流量配分図を参照

(2) 揖保川水系(県管理区間)

県は、戦後最大の被害が発生した昭和51年9月と同規模の洪水を安全に流下させることを目標とする。また、菅野川は、昭和51年9月と同規模の洪水に対し、浸水被害を軽減することを目標とする。整備対象区間は、目標流量に対して流下能力が不足する区間のうち、河川周辺に人家連担部があるなど、洪水時に家屋被害、人的被害が発生する危険性があると判断される一連の区間について、計画的に整備を進める。

なお、水衝部などに局所的な河床洗掘が発生した場合、洪水時の護岸崩壊や堤防決壊により、甚大な被害が発生する危険性がある場合は、根固工などの対策を行う。

また、河川整備にあたっては、揖保川(国管理区間)との本支川バランスや上下流の改修状況に配慮する。

なお、本推進計画には、揖保川水系揖保川圏域河川整備計画(変更)(R2.1)(計画期間30年)に記載されている対策を全て記載している。本推進計画期間内に実施できる整備については、着実に進めていく。

表 4-2 今後の河川対策

水系名	河川名	施工区間	延長(km)	施工の内容
揖保川水系 (県管理区間)  ※河川整備計画の計画期間は、H29から約30年間	前川	前川樋門上流～大橋：A	1.7	河床掘削、護岸整備、橋梁架替、サイフォン設置等
		大橋上流：B	0.1	河道拡幅、築堤、護岸整備等
		瀬戸川合流点下流～瀬戸川合流点上流：C	0.1	河道拡幅、築堤、河床掘削、護岸整備、橋梁架替等
	林田川	入野沢田橋～入野橋：A	0.7	築堤等
		神岡橋上流：B	0.4	築堤等
		鳥井橋上流：C	0.4	築堤、河床掘削、護岸整備、井堰改築等
		新町橋上流：D	0.2	河床掘削、護岸整備等
		八幡橋上流～不動橋下流：E	1.5	河床掘削、護岸整備、井堰改築等
	山根川	林田川合流点～市道橋上流：A	1.8	築堤、河床掘削、護岸整備、橋梁架替、井堰改築、サイフォン設置等
	菅野川	古木谷橋下流～市場橋：A	1.0	河道拡幅、築堤、河床掘削、護岸整備、井堰改築等
		三田橋～門口橋上流：B	0.7	築堤、河床掘削、護岸整備等
	引原ダム	引原ダム	—	ダム再生(堤体嵩上げ、放流施設新設、放流設備改修等)

※橋梁、井堰等の横断工作物は、関係者と協議・連携して改築  
※「施工区間」のアルファベットは、図4-25等の目標流量配分図を参照

旧

新（令和3年3月）

引原ダム再生を追加

5) 引原ダム再生

「ダム再生」の概要は、以下のとおり（図-33、図 0-34）である。

- ・堤体高上げ
- ・放流設備新設
- ・放流設備改造等

引原ダムについては、「ダム再生」実施後に操作規則を変更する。

なお、引原ダム再生計画の詳細については、【ダム再生計画策定編】に詳述している。



図 4-33 計画的に整備を進める区間（引原ダム）



図 0-34 ダム再生後イメージ

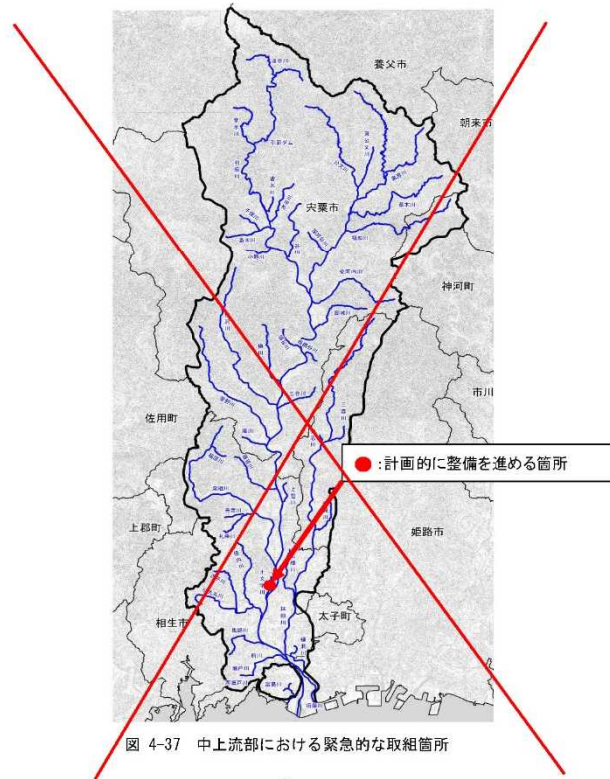
3) 中上流部における緊急的な取組み

県は、家屋等への浸水被害が発生している箇所において、治水安全度を緊急的に向上させるため、上下流バランスに配慮しながら、局所的な整備を実施する。

表 4-6 中上流部における緊急的な取組箇所

河川名	事業箇所	延長 (m)	整備内容	備考
十文字川	たつの市龍野町上蔵城等	検討中	検討中	

※取組箇所は、今後の調査結果に基づき、適宜追加



図を削除。

4-2 下水道の整備及び維持以降は変更がないのでページを詰める。

3) 中上流部における緊急的な取組み

県は、家屋等への浸水被害が発生している箇所において、治水安全度を緊急的に向上させるため、上下流バランスに配慮しながら、局所的な整備を実施する。

4-2 下水道の整備及び維持管理

計画地域には、姫路市、たつの市、宍粟市、太子町等の公共下水道が整備されている。市町は、各下水道計画に基づき、引き続き整備を推進するとともに、管きよやポンプ施設について、適切に維持管理を行う。

表 4-7 基本的な方針

市 町	整備目標
姫路市	・年超過確率 1/10 (49.5mm/h) の規模の洪水に対して浸水が発生しないことを目標に整備
たつの市	・年超過確率 1/7 (43.4mm/h) の規模の洪水に対して浸水が発生しないことを目標に整備
宍粟市	・年超過確率 1/7 (50.0mm/h) の規模の洪水に対して浸水が発生しないことを目標に整備
太子町	・年超過確率 1/5 (42.8mm/h) の規模の洪水に対して浸水が発生しないことを目標に整備

表 4-8 公共・特環下水道事業の概要

市 町	種 別	計画降雨 (mm/hr)	雨水排水 区域面積 (ha)	供用開始	完了 (予定) 年度
姫路市	流域関連公共下水道	49.5mm/hr	1,866.9	S63年～	未定
たつの市	流域関連公共下水道	43.4mm/hr	1,298	S47年～	未定
	公共下水道	43.4mm/hr	80	H8年～	H11
宍粟市	山崎町公共下水道	50.0mm/hr	90	H9年～	未定
太子町	太子町公共下水道	42.8mm/hr	23.5	S57年～	未定



6. 減災対策

6-1. 浸水が想定される区域の対策

(1) 浸水想定区域図の作成

国は揖保川の国管理区間、県は管理する全ての河川の計画規模降雨に対する浸水想定区域図を作成しており、河川整備基本方針の見直しや洪水調節施設の整備、土地利用の大規模な変更等により必要と認められる場合には適宜見直している。国は、平成27年の水防法改正に伴い、揖保川に関する想定最大規模降雨による浸水想定区域図を作成し、平成28年5月に公表した。さらに、想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合の浸水継続時間や、堤防決壊により激しい氾濫流や河岸侵食が発生することにより家屋の倒壊・流失が想定される区域（家屋倒壊等氾濫想定区域）についても公表した。県も、管理する全ての河川において、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図等を作成し、公表する。

なお、県は、浸水想定区域図を「地域の風水害対策情報（CGハザードマップ）」に掲載し、県民に周知する。

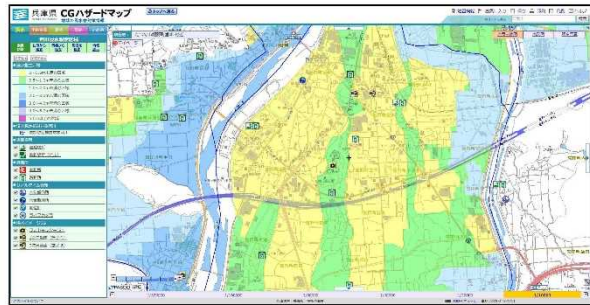


図 6-1 風水害対策情報 (CG ハザードマップ)

※CGハザードマップ：

県民の防災意識の向上を図り、災害時により的確に行動できることを目的として、風水害（洪水、土砂災害、津波、高潮）の危険度（浸水エリア、危険箇所、浸水実績等）や避難に必要な情報等を表示。 <http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/>

表 6-1 取組一覧（浸水想定区域図の作成）

対象	実施主体	取組内容
全域	国	・必要に応じて浸水想定区域図等を更新する。
	県	・管理する全ての河川について、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図等を作成し、公表する。（新規）

6. 減災対策

6-1. 浸水が想定される区域の対策

(1) 洪水浸水想定区域図の作成

国は揖保川の国管理区間、県は管理する全ての河川の想定最大規模降雨に対する洪水浸水想定区域図を作成しており、河川整備基本方針の見直しや洪水調節施設の整備、土地利用の大規模な変更等により必要と認められる場合には適宜見直している。

なお、県は、洪水浸水想定区域図を「地域の風水害対策情報（CGハザードマップ）」に掲載し、県民に周知する。

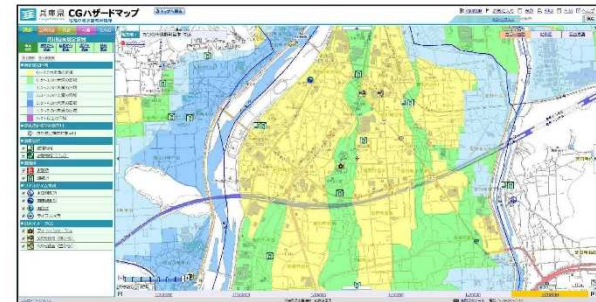


図 6-1 風水害対策情報 (CG ハザードマップ)

※CGハザードマップ：

県民の防災意識の向上を図り、災害時により的確に行動できることを目的として、風水害（洪水、土砂災害、津波、高潮）の危険度（浸水エリア、危険箇所、浸水実績等）や避難に必要な情報等を表示。 <http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/>

表 6-1 取組一覧（浸水想定区域図の作成）

対象	実施主体	取組内容
全域	国	・必要に応じて洪水浸水想定区域図等を更新する。
	県	・管理する全ての河川について、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図等を作成し、公表する。（新規）



(2) ハザードマップの作成・配布

市町は、国や県から提供された計画規模降雨における「浸水想定区域図」を基に、避難所の位置等の防災情報を記載した「ハザードマップ」を作成し、配布している。  
市町は、県の管理する全ての河川について、想定最大規模降雨による浸水想定区域図等が作成された場合は、ハザードマップの作成について検討する。また、国、県は、市町のハザードマップ作成を支援する。

表 6-2 取組一覧（ハザードマップの作成・配布）

対象	実施主体	取組内容
全域	国 県	・市町の想定最大規模降雨による浸水想定区域図に基づくハザードマップ作成を支援する。（新規）
	市町	・県の管理する全ての河川について、想定最大規模降雨による浸水想定区域図等が作成された場合は、ハザードマップの作成について検討する。（新規）

(3) 災害を伝える～まるごと・まちごとハザードマップ\*

市町は、県民が過去の災害を忘れないために、実績浸水深（浸水実績がない、不明の場合は想定浸水深）を公共施設等に表示する「まるごと・まちごとハザードマップ」に取り組むよう、努める。また、国、県は、この取組みを支援する。

また、市町は、県の管理する全ての河川について、想定最大規模降雨による浸水想定区域図等が作成された場合は、まるごとまちごとハザードマップの作成について検討する。

表 6-3 実績浸水深の表示板設置数

市町名	設置数
たつの市	34
尖栗市	20



市役所（たつの市）



龍野小学校（たつの市）



電柱（尖栗市）

写真 6-1 まるごと・まちごとハザードマップ例

表 6-4 取組一覧（まるごと・まちごとハザードマップ）

対象	実施主体	取組内容
全域	国 県	・まるごと・まちごとハザードマップの作成を支援する。
	市町	・県の管理する全ての河川について、想定最大規模降雨による浸水想定区域図等が作成された場合は、まるごとまちごとハザードマップの作成について検討する。（新規）

(2) ハザードマップの作成・配布

市町は、国や県から提供された想定最大規模降雨における「洪水浸水想定区域図」を基に、避難所の位置等の防災情報を記載した「ハザードマップ」を作成し、配布している。

表 6-2 取組一覧（ハザードマップの作成・配布）

対象	実施主体	取組内容
全域	国 県	・市町の想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図に基づくハザードマップ作成を支援する。
	市町	・県の管理する全ての河川について、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を作成する。（新規）

(3) 災害を伝える～まるごと・まちごとハザードマップ\*

市町は、県民が過去の災害を忘れないために、実績浸水深（浸水実績がない、不明の場合は想定浸水深）を公共施設等に表示する「まるごと・まちごとハザードマップ」に取り組むよう、努める。また、国、県は、この取組みを支援する。

また、市町は、県の管理する全ての河川について、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図等が作成された場合は、まるごとまちごとハザードマップの作成について検討する。

表 6-3 実績浸水深の表示板設置数

市町名	設置数
たつの市	34
尖栗市	20



市役所（たつの市）



龍野小学校（たつの市）



電柱（尖栗市）

写真 6-1 まるごと・まちごとハザードマップ例

表 6-4 取組一覧（まるごと・まちごとハザードマップ）

対象	実施主体	取組内容
全域	国 県	・まるごと・まちごとハザードマップの作成を支援する。
	市町	・県の管理する全ての河川について、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図等が作成された場合は、まるごとまちごとハザードマップの作成について検討する。（新規）

旧

改定履歴

改定年月	主な改定内容
計画策定： 平成 27 年 3 月	—
第 1 回改定： 平成 30 年 3 月	・各種データの更新 ・水防災意識社会再構築に向けた緊急行動計画の取組の追加 ・中上流部における緊急的な取組の追加

新（令和 3 年 3 月）

改定履歴

改定年月	主な改定内容
計画策定： 平成 27 年 3 月	—
第 1 回改定： 平成 30 年 3 月	・各種データの更新 ・水防災意識社会再構築に向けた緊急行動計画の取組の追加 ・中上流部における緊急的な取組の追加
第 2 回改定： 令和 3 年 3 月	・河川対策アクションプログラムに基づく事前防災対策の推進等を追記